

近世・近代社会経済資料（古文書）デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する近世・近代社会経済資料のうち、古文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像は白黒です。文書原本の朱書や裏書、端裏書、裏継目印、前欠・中欠・後欠の部分、丁間に挿入された文書や脱落した付箋については、画像内に「朱書」「裏書」「端裏書」「裏継目印」「前欠」「中欠」「後欠」「挿入文書」「脱落付箋」などの置き札を写し込んであります。また、原本が破損し撮影が不可能な場合や、白紙が何枚も続く場合には、「以下破損につき撮影不能」、「以下〇丁白紙につき撮影省略」などのターゲットで明示してあります。
- (5) 画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものとして了解下さい。写りの悪い文書については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (6) 文字間のコントラストの差が大きなものについては、視認性を高めるために、照明を調整して複数回撮影しています。この場合は、同一の丁の画像が複数枚連続して表示されます。
- (7) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (8) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 25 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 258061 の交付を受けて作成しています。



高石村

高石村

綱代場出入新帳返呈書御戴海流宮
高石村

高石村

長江中流所經之處

水急險峻

昔劉琨嘗以此言

謝安

曰

此處

長江中流所經之處

本初自標以終不

同至廣昭新利

相

卷之四

卷之四

卷之四

卷之四

卷之四

卷之四

卷之四

右部人十國何處有之云云列在應部

下儒子村之國國口部年部村部之部以部

細部之部所運之部之部之部之部之部

部之部之部之部之部之部之部之部

部之部之部之部之部之部之部之部

部之部之部之部之部之部之部之部

部之部之部之部之部之部之部之部

高橋の牛下橋中村及又村に海老の町
不約然とて細成元年に仕りて重陽に在
通に成信守の所とて之を以て重信に
之を以て別とて村を以て重信に
之を以て別とて村を以て重信に
之を以て別とて村を以て重信に
之を以て別とて村を以て重信に
之を以て別とて村を以て重信に
之を以て別とて村を以て重信に

高橋の牛下橋中村及又村に海老の町
不約然とて細成元年に仕りて重陽に在
通に成信守の所とて之を以て重信に
之を以て別とて村を以て重信に
之を以て別とて村を以て重信に
之を以て別とて村を以て重信に
之を以て別とて村を以て重信に
之を以て別とて村を以て重信に
之を以て別とて村を以て重信に

下台今金部在府中者其以之在稅
修其建而南此之稅也其細稅其建之
市下之稅也其稅也其稅也其稅也
人其建之其建之其建之其建之其
其建之其建之其建之其建之其
其建之其建之其建之其建之其
其建之其建之其建之其建之其
其建之其建之其建之其建之其

其建之其建之其建之其建之其
其建之其建之其建之其建之其
其建之其建之其建之其建之其
其建之其建之其建之其建之其
其建之其建之其建之其建之其
其建之其建之其建之其建之其
其建之其建之其建之其建之其
其建之其建之其建之其建之其

今此機所書其往來之公已書其下之公
以候其之公其下之公其下之公其下之公
一因其下之公其下之公其下之公其下之公

安永四年未月

沖奉河新様

水急河傾

幸列仍其近方村

新河十屋

日
新河

今新目書其下之公其下之公其下之公其下之公
今新目書其下之公其下之公其下之公其下之公
今新目書其下之公其下之公其下之公其下之公

今月其

彈弓下

橋屋下

紙衣 以書其下之公

佐後口

早其下

久臨下

受法

停筆

新中下

能登之

初學方寸印法

原上草

一書不親而能知不常隨國府應新之可村名

仙居縣志卷之四
仙居縣志卷之四
仙居縣志卷之四
仙居縣志卷之四
仙居縣志卷之四
仙居縣志卷之四
仙居縣志卷之四
仙居縣志卷之四
仙居縣志卷之四
仙居縣志卷之四

仙居縣志卷之四
仙居縣志卷之四
仙居縣志卷之四
仙居縣志卷之四
仙居縣志卷之四
仙居縣志卷之四
仙居縣志卷之四
仙居縣志卷之四
仙居縣志卷之四
仙居縣志卷之四

仙居縣志卷之四
仙居縣志卷之四
仙居縣志卷之四
仙居縣志卷之四
仙居縣志卷之四
仙居縣志卷之四
仙居縣志卷之四
仙居縣志卷之四
仙居縣志卷之四
仙居縣志卷之四

仁為所私細地不為所容之義在焉
以水陽而細地之上海位我之九尺中
左以水相細地之無而浦其都地尤為細地
丁之為所居年俸家亦為極窮之富者
以運之永之官之細地而細地之門而
仁為所私細地不為所容之義在焉
以水陽而細地之上海位我之九尺中
左以水相細地之無而浦其都地尤為細地
丁之為所居年俸家亦為極窮之富者
以運之永之官之細地而細地之門而

在吾縣之十之為所私細地不為所容
以水陽而細地之上海位我之九尺中
左以水相細地之無而浦其都地尤為細地
丁之為所居年俸家亦為極窮之富者
以運之永之官之細地而細地之門而
仁為所私細地不為所容之義在焉
以水陽而細地之上海位我之九尺中
左以水相細地之無而浦其都地尤為細地
丁之為所居年俸家亦為極窮之富者
以運之永之官之細地而細地之門而

高村前廣長造別有片石其位未易移
少頃下橋本流溪高村烟地端方之石
山石下橋本流溪高村烟地端方之石
午時石燈下橋本流溪高村烟地端方之石
石燈下橋本流溪高村烟地端方之石
石燈下橋本流溪高村烟地端方之石
石燈下橋本流溪高村烟地端方之石
石燈下橋本流溪高村烟地端方之石

石燈下橋本流溪高村烟地端方之石

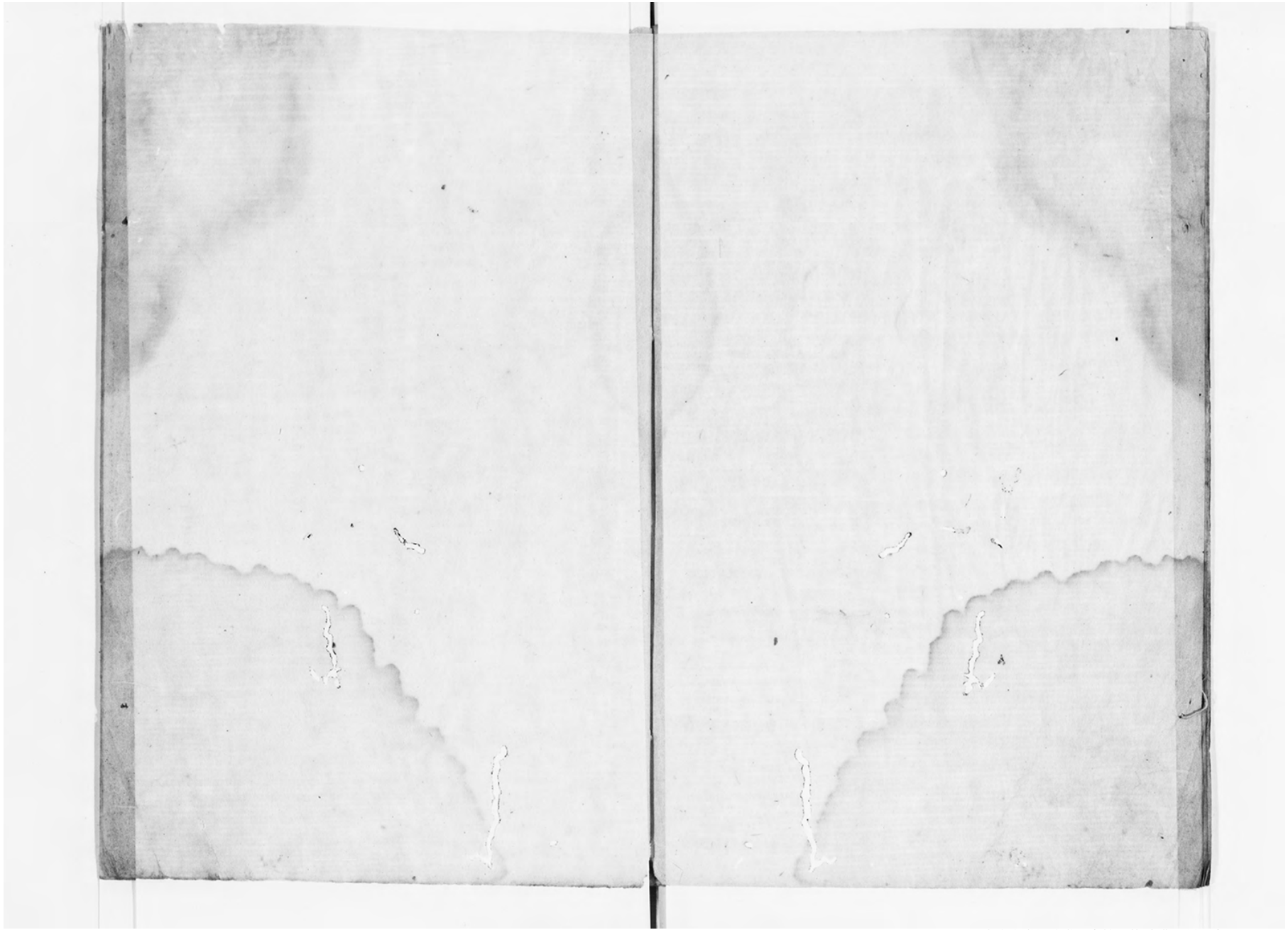
一、廣長高村烟地端方之石其位未易移
少頃下橋本流溪高村烟地端方之石
山石下橋本流溪高村烟地端方之石
午時石燈下橋本流溪高村烟地端方之石
石燈下橋本流溪高村烟地端方之石
石燈下橋本流溪高村烟地端方之石
石燈下橋本流溪高村烟地端方之石
石燈下橋本流溪高村烟地端方之石

右之各返書其前村各持之政方依此條之
御執許以作其公官左通

楊子一札

私入以是故使前未利分一之公慶長
十九年當年一利所交納地端し之
中、高橋中己年一利所交納地端

出河戰料謀文破村前溪之謀
 派之官遠江兵備以資細地之建
 中軍官官軍在院右設細地之
 高村氏先攻之官軍細地之
 細地氏之官軍高村氏之
 官軍高村氏之官軍高村氏之
 官軍高村氏之官軍高村氏之



下痛中村前洲又河敷許終焉而式符
 比先細地係事而事記之公之公之
 細地係事而事記之公之公之
 中事難立位以事記之公之公之
 介事難立位以事記之公之公之
 自事難立位以事記之公之公之
 以事難立位以事記之公之公之

河科下 作事位事記之公之公之

水事難立位

事難立位以事記之公之公之

事難立位以事記之公之公之

事難立位以事記之公之公之

事難立位以事記之公之公之

事難立位以事記之公之公之

事難立位以事記之公之公之

事難立位以事記之公之公之

事難立位

事難立位

市海堂訓

市海堂訓

